

亀山市議会基本条例検証結果報告書

令和4年10月

亀山市議会議会改革推進会議

目 次

はじめに	1
検証方法	2
検証経過	3
検証結果	4
おわりに	3 4

1 はじめに

平成22年6月に制定した亀山市議会基本条例（以下「条例」という。）第25条において、条例の検証及び見直しに関して「議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証の結果及び法令の改正等必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。」と規定している。

これまで亀山市議会では、平成23年8月に議会改革を継続的に推進するため、議員全員で構成する議会改革推進会議及びその補助機関として検討部会を設置し、様々な改革を進めてきた。手法としては、マネジメントサイクルの視点により、条例の条項ごとに課題を抽出し、検討課題カルテを作成して、検討に着手する時期を決定し、検討経過を積み上げ整理してきた。

条例第25条の検討課題カルテでは、どのような手順で検証し、その結果をもとにどのような方法で適切な措置を講じるのか、検証の手順等について検討を進めてきた。

一方、市議会に対する市民の率直な意見・要望を把握し、議会改革に反映させるため、平成26年度から4年ごとに「亀山市議会に関する市民意識調査」を実施してきた。

そのような中、条例施行以降、地方自治法の改正に伴う条例整理や議長及び委員長の責務の規定、都市マスタープランを議会の議決事件に追加するなど、必要に応じて条例改正を行ってきたが、条例制定から10年が経過したことを区切りとし、条例の検証・見直しを行うこととした。

そこで、議会改革推進会議検討部会では、条例第1条に規定する「議会及び議員の責務や役割を明らかにし、新しい地方自治の時代にふさわしい、市民に身近な議会としての運営及び活動の基本事項を定めることによって、市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与する」という条例の目的が達成されているかという視点から評価・検証を行い、その結果を本報告書に取りまとめた。

2 検証方法

条例の各条項ごとに、議会改革推進会議検討部会で評価・検証シートを作成し、そのシートに基づいて議員全員が評価・検証を行い、各会派において調整の上で、議会改革推進会議検討部会において協議し、取りまとめることとした。

検証に当たっては、各条項に対応した取組等について、条例第1条に規定する「議会及び議員の責務や役割を明らかにし、新しい地方自治の時代にふさわしい、市民に身近な議会としての運営及び活動の基本事項を定めることによって、市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与する」という目的が達成されているかどうかの視点で、条項ごとにこれまでの取組状況等を確認し、評価を行った。また、評価・検証シートには、評価理由記載欄と自由記載欄を設けた。

【評価基準】

評 価		評価基準
1	十分できている	条文の目的を達成している
2	ある程度できている	条文の目的をある程度達成している
3	できていない	達成できていない。

次に、評価結果に基づいて、条例改正の必要性及び今後の取組方針や改善点等について、評価・検証シートを活用し、各議員個人が条項及び逐条解説について検証し、各会派において調整した上で、取りまとめた意見について、議会改革推進会議検討部会で協議することとした。

議会改革推進会議検討部会での協議により、条例改正の必要がある場合は、議会改革推進会議での決定の後、作業を進めることとした。

3 検証の経過

	開催日時	内容
第1回	令和4年2月7日	<p>議会改革推進会議検討部会において、これまでの取組状況などを記載した評価・検証シートの作成及び決定</p> <p>全議員へ評価・検証を依頼及び配布</p> <p>【検証方法】</p> <p>検討部会員を中心に、議員一人ひとりが評価・検証を行った上で、次の3点について会派において調整及び意見のまとめ</p> <p>全議員が条項ごとにこれまでの取組状況を確認し、評価・検証。</p> <p>条例改正の有無について、全議員が評価をもとに条項ごとに検証。条例改正が必要な場合は、改正内容について協議する</p> <p>社会情勢等が大きく変化する中で、条例の構成や新たに追加すべき事項はないか協議する</p>
第2回	令和4年5月13日	<p>議会改革推進会議検討部会において各会派から集約した評価・検証結果について確認及び協議</p>
第3回	令和4年5月26日	<p>市議会としての評価・検証結果の取りまとめについて協議</p> <p>前回の会議で特に意見のあった①から③について、県議会及び他市議会の議会基本条例の規定について確認</p> <p>災害対応及び危機管理に関する規定</p> <p>議会図書室に関する規定</p> <p>議会の情報公開等に関する規定</p>
第4回	令和4年10月3日	<p>議会改革推進会議検討部会において検証した結果をもとに作成した報告書(案)について確認及び協議</p>

4 検証結果

前文

<p>条 文</p>	<p>選挙で選ばれた議員により構成される亀山市議会（以下「議会」という。）は、同じく選挙で選ばれた市長とともに亀山市の代表機関を構成する。日本国憲法に基づく二元代表制の下、議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの特性を活かしながら、競い合い、協力し合わなければならない。議会には、市長との緊張関係を保ち、市の政策決定及び事務の執行に関し、監視及び評価を行うとともに、政策形成機能についても更なる充実を図ることが求められている。</p> <p>議会と市長には、亀山市として最良の意思決定を導くことで、その活力ある発展及び市民全体の豊かさの向上を目指していく使命が課せられている。地方が主体となる新しい地方自治の時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会には、これまで以上にその持てる権能と資質を最大限に行使して、市民の目線に立った活動が求められている。議会は、市民のための議会であることが、市民からの負託の原点である。そのためには、対話を通じ市民の声を把握しながら、亀山市の事務の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を、自由かつ達な討議をとおして明らかにし、公開する等信頼される議会の運営に取り組まなければならない。以上のような使命を達成するため、議会は、議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げ、市民と議会、議会と市長とのそれぞれの関係を示し、かつ公正性及び透明性を確保し、新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会及び常に改革を推進する議会を実現するため、ここに「亀山市議会基本条例」を制定する。</p>
<p>取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の自治基本条例の制定に向けて「市民」「議会」「執行機関」の協働の定義を整理 ・条例第6条「議会の責務」との整合のため、議会における協働の定義は、「市民、議会及び執行機関の3者が目的意識を共有し、まちづくりという共通の目標に向かって取り組むため、それぞれの役割・特性を発揮すること」とした ・「協働の取組」の解釈について、市民が議会に関わることがで

	<p>きるものは「請願、陳情、要望の提出」とし、市民が直接議会に発言できるものとしては、「議会報告会、所管事務調査の意見交換会、市民アンケート」と整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例での議会に関する部分の理念の定義は、まちづくり基本条例から自治基本条例へ移行する際に改めて検討 ・理念の定義については、「議会基本条例の前文」、「二元代表制の考え方を理念とした定義づくり」とまちづくり基本条例第6条「議会の責務」の内容と整合について継続して検討
評 価	2：ある程度できている
条例改正	無
課題及び今後の方向性等	無

第1条 目的

条 文	この条例は、議会及び議員の責務や役割を明らかにし、新しい地方自治の時代にふさわしい、市民に身近な議会としての運営及び活動の基本事項を定めることによって、市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。
取組状況	無
評 価	2：ある程度できている
条例改正	無
課題及び今後の方向性等	条例に求められる目的の変化について注視していく。

第2条 基本方針

<p>条 文</p>	<p>議会は、前条の目的にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。</p> <p>(1) 市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価を行うこと。</p> <p>(2) 議案の審議又は審査のほか、政策の立案及び提言に取り組むこと。</p> <p>(3) 積極的に情報の公開を図り、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。</p> <p>(4) 新しい地方自治の進展に的確に対応するため、議会改革を推進すること。</p>
<p>取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政策条例「(仮称)子どもの権利条例」の制定に向けて検討 ・所管事務調査における政策提言 ・平成26年実施の市民意識調査の結果から、市民の理解が深まる広報を目指し、平成27年5月にかめやま市議会だよりをリニューアル ・平成23年9月定例会から議会報告番組「こんにちは！市議会です」の放送開始 ・平成24年9月、議会ホームページで議案内容を公開 ・平成27年1月、議会ホームページをリニューアル ・平成22年8月、議会改革推進会議及びその補助機関として議会改革推進会議検討部会を設置。検討課題を抽出し、カテゴリーごとにまとめ、検討内容や決定事項を追記する仕組みとする
<p>評 価</p>	<p>2：ある程度できている</p>
<p>条例改正</p>	<p>無</p>
<p>課題及び今後の方向性等</p>	<p>幅広い世代に議会に関心を持ってもらうために、情報発信の強化を図る必要がある。</p>

第3条 定義

条 文	この条例において「市民」とは、市内に在住、在勤、又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。
取組状況	無
評 価	評価の対象ではない。
条例改正	無
課題及び今後の方向性等	無

第4条 議会運営の原則

<p>条 文</p>	<p>議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるように議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>
<p>取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種審議会等への議員を派遣しないことを決定 ・通年議会は必要である時期がきた時に再度議論する ・各種審議会へ派遣廃止後、関連団体との議論の場を設置 ・予算書決算書が提出される4団体（土地開発公社、シルバー人材センター、社会福祉協議会、地域社会振興会）、国民健康保険運営協議会と意見交換の場を設置 ・平成25年9月定例会から予算決算委員会審査のロビー放映開始 ・平成25年10月、行政視察報告書をホームページへ掲載。 ・請願者の趣旨説明機会について整理し、請願者の趣旨説明に関する申し合わせを制定 ・参考人招致の手続きに関する要綱及び申し合わせ制定

- ・平成26年9月定例会から本会議・委員会のインターネットライブ配信を実施
- ・18名での委員会運営は3委員会で開催することを決定
- ・議会運営委員会の選出基準（各会派の人数の按分率により委員を選出）と手続き方法を決定
- ・平成26年9月、議長の責務、委員長の責務の規定を追加するため基本条例を改正
- ・平成26年9月、議長は委員会の委員とならないこととし、委員会条例を改正
- ・平成26年、議場及び委員会室、会派室等の無線LANの構築及び議会資料・情報を電子化
- ・平成28年「亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱」及び「亀山市議会タブレット端末使用に係る申し合わせ」を制定
- ・一人一台タブレット端末を貸与し、議会資料のペーパーレス化
- ・令和2年、プロジェクトチームを設置し、次期タブレット及び会議システムについて検討。令和3年5月にタブレット端末を更新及び電子会議システムを導入
- ・令和3年6月、タブレット端末の使用に関する要綱及び亀山市議会タブレット端末使用に係る申し合わせを改正
- ・令和3年12月定例会から議会資料のペーパーレス化を本格運用
- ・常任委員会のインターネット配信は順次配信範囲を拡大、平成26年9月定例会からは録画配信をスマートフォンやタブレット端末でも視聴できるようシステムを改修
- ・市民にわかりやすい委員会の運営方法を検討し、カメラシステムの導入、委員会室のレイアウトの変更、議案審査方法（1議案ごとに審査）を変更
- ・平成26年9月定例会から委員会のインターネットライブ配信を開始。（議案、請願審査まで）
- ・令和3年6月定例会から、オンライン会議時の傍聴に対応するため委員会の提出資料の説明、一般質問まで配信範囲

	<p>を拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月定例会は施政方針や改選時の市長の所信表明についての代表質問を行い、9月定例会は従来どおり代表質疑を行う ・ 申し合わせにより、議長の任期を1年から2年に改め、副議長の任期は1年のままとした ・ 常任委員会委員の任期は、現行どおり1年、委員会構成は3委員会のままとした ・ オンライン会議を実施するため、亀山市議会オンライン委員会の運営に関する要綱を制定し、それに合わせて亀山市議会全員協議会規程等の一部を改正する規程、亀山市議会予算決算委員会内規、災害及び感染症等の発生時等における議会の対応に関する申し合わせを改正
評 価	2：ある程度できている
条例改正	無
課題及び今後の方向性等	関連団体との議論の方法については、再度議論する必要がある。

第5条 議員の役割

<p>条 文</p>	<p>議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会を構成する一員として議会活動を通じて、市民の負託に応えなければならない。</p> <p>2 議員は、市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めなければならない。</p> <p>3 議員は、特定の地域、団体及び個人の代表としてではなく、市民全体の代表として、その福利の向上を目指して活動しなければならない。</p> <p>4 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責任を有する。</p>
<p>取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年10月、議会の申し合わせ「亀山市議会要覧」を作成 ・議員の資質向上のため、毎年1回講師を招き議員研修会を開催。北勢5市合同研修会や議員活動及び政務活動による研修会等に参加
<p>評 価</p>	<p>2：ある程度できている</p>
<p>条例改正</p>	<p>無</p>
<p>課題及び今後の方向性等</p>	<p>無</p>

第6条 議長の責務

条 文	議長は、議会の代表者として、中立かつ公正な立場で職務を遂行するとともに、議会の品位を保持し、民主的な議会運営を行わなければならない。
取組状況	・平成26年9月、議長は議会の代表者として中立かつ公正な立場で職務を遂行する必要があることから、議長の責務の規程を追加するため議会基本条例を改正
評 価	1：十分できている
条例改正	無
課題及び今後の方向性等	無

第7条 委員長の責務

条 文	委員会の委員長は、委員会において、中立かつ公正な立場で職務を遂行しなければならない。
取組状況	・平成26年9月、委員会の委員長は中立かつ公正な立場で職務を遂行する必要があることから、委員長の責務の規程を追加するため議会基本条例を改正
評 価	1：十分できている
条例改正	無
課題及び今後の方向性等	無

第8条 会派

条文	<p>議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策の立案、決定、提言等に関し合意形成に努めるものとする。</p>
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会基本条例で2人会派を認め、平成26年11月からは2人会派も代表者会議及び議会運営委員会の委員の選出を可とする ・ 令和2年11月、2人会派が議長の離脱により1人会派となる場合、議会運営委員会及び各会派から選出する委員会の委員の選出を可とする運用を決定。また、代表質疑、代表質問、総括質疑も可
評価	2：ある程度できている
条例改正	無
課題及び今後の方向性等	会派制度のあり方については、議論に時間を要するため、今後の課題として改めて議論を行う

第9条 議員研修の充実及び強化

<p>条 文</p>	<p>議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実及び強化を図るものとする。</p> <p>2 議会は、議員研修の充実及び強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。</p>
<p>取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の政策形成や立案能力、資質向上のため、毎年1回講師を招き、議員研修会を開催。北勢5市合同研修会に参加 ・議員活動及び政務活動において、積極的に研修会等に参加 ・オンライン方式による研修会の参加 <p>【これまでの研修内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方分権時代における議会・議員のあり方について ・地方財政について ・農業のあり方について（TPPを考える） ・予算・決算の見方・考え方 ・質問力を高める 議会力に活かす ・都市計画とまちづくりについて ・国連・子どもの権利条約の現状と課題～子どもの権利条例の立案に向けて など
<p>評 価</p>	<p>2：ある程度できている</p>
<p>条例改正</p>	<p>無</p>
<p>課題及び今後の方向性等</p>	<p>引き続き、時勢に合わせた研修を行っていく。</p>

第10条 市民の参画

<p>条 文</p>	<p>議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。</p> <p>3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的事項に係る調査並びに法第115条の2（委員会においては法第109条第5項において準用する第115条の2）の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</p> <p>5 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。</p>
<p>取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議員アンケートを実施し、平成27年1月11日、ホームページをリニューアル ・亀山市議会の議会報告会、市民と情報や意見を交換する場、議会活動を報告する「広報機能」は議会報告番組とし、市民から様々な意見を聞く「広聴機能」は所管事務調査での意見交換会とすることを位置付けた ・平成25年9月定例会からホームページで議員の議案への賛否を公開 ・子ども議会の実施に向けてプロジェクトチームを設置。対象、実施手法、開催時期等を検討。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実施は早くとも令和4年度以降を想定
<p>評 価</p>	<p>2：ある程度できている</p>
<p>条例改正</p>	<p>無</p>
<p>課題及び今後の方向性等</p>	<p>今後、市民の参画方法について研究を継続する。</p> <p>子ども議会については、開催に向けて議論を進める。</p>

	公聴会制度及び参考人制度の活用が十分なされていないため、運用方針等について検討を進める。
--	--

第11条 議会及び議員と市長等との関係

条 文	<p>議会の本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行わなければならない。</p> <p>2 議長から、議会の本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。</p>
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長が提案する重要な政策の定義については、基本計画の「政策」「施策」「事業」のうち、「政策」「施策」とする ・ 反問権の取扱いについて、行使できるのは部長級まで、回数制限はなし、反問及び反問に対する答弁は質疑質問時間を含めないことを決定
評 価	2 : ある程度できている
条例改正	無
課題及び今後の方向性等	議会が二元代表制としての機能を果たすことができるよう議員各自が質問力の向上に努める。

第12条 市長の提案説明

<p>条 文</p>	<p>議会は、市長が提案する重要な政策について、その水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の自治体の類似する政策との比較及び検討 (4) 市民参画の実施の有無とその内容 (5) 亀山市総合計画との整合性 (6) 財源措置 (7) 将来にわたるコスト計算</p> <p>2 議会は、予算及び決算の審議について、前項の規定に準じて市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。</p>
<p>取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議決を要しない計画のうち、パブリックコメントを実施する計画は、各常任委員会で、各種計画の骨子案及び最終案の2回説明を受ける。骨子案は、基本目標、基本施策、基本施策の方向、前計画との比較について説明を受ける ・ 予算内示会の位置づけを整理、2月の予算決算委員会協議会で説明を受けることを決定。予算決算委員会内規を改正し、理事会を設置 ・ 議会から提出する議案に対する市長等の意見表明は、政策条例の立案では、策定作業の中で執行部との協議を随時行うため、条例案に市長等の意思は反映されると考え、市長等の意見表明の機会を設けない
<p>評 価</p>	<p>2 : ある程度できている</p>
<p>条例改正</p>	<p>無</p>
<p>課題及び今後の方向性等</p>	<p>議会が監視機能、調査機能、政策形成機能を果たすために必要な資料の提出がない場合は、議会として資料及び説明を求める。</p>

第13条 議会の議決事件

<p>条 文</p>	<p>法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げる計画又は方針の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止とする。</p> <p>（1）亀山市総合計画条例（平成27年亀山市条例第24号）第2条第3号に規定する基本計画</p> <p>（2）都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定により定める都市計画に関する基本的な方針</p>
<p>取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年2月、予算決算常任委員会を設置し、補正予算の審査は、予算決算委員会の3つの分科会に分担して審査する ・議決案件として追加した総合計画の基本構想、基本計画の審査は、議会の重要な役割である監視評価を全議員で行うという観点から予算決算委員会で行う ・平成27年6月、基本計画は議会基本条例に位置づけ、議会の議決事件とした。（基本構想の議決は総合計画条例に規定） ・平成30年3月、議会の議決事件に都市マスタープランを議決事件に追加
<p>評 価</p>	<p>2：ある程度できている</p>
<p>条例改正</p>	<p>無</p>
<p>課題及び今後の方向性等</p>	<p>各種計画については、各委員会において十分関与しているが、その中でも議決事件に追加すべき計画があると考えため、今後、改めて議決事件の追加については議論をしていく。</p>

第14条 行政の監視及び評価

条 文	議会は、市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及びその評価を明らかにする責務を有する。
取組状況	執行機関の事務（監査資料の確認及び決算審査）について監視
評 価	2：ある程度できている
条例改正	無
課題及び今後の方向性等	無

第15条 政策の形成及び提言

条 文	議会は、条例の制定、議案の修正及び決議等を通じて、市長その他の執行機関に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月、重要な政策等について、議員提出議案や政策提言等を議員全員で議論し、議会として結論が得られるような新たな場として全員協議会の下部組織として「政策検討部会」を設置。全員協議会規定を改正 <p>【主な協議内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に対する今後の関わり方について ・子どもの権利に関する条例の立案について
評 価	2：ある程度できている
条例改正	無
課題及び今後の方向性等	政策検討部会がより有効的に機能するよう努め、政策条例の立案に向けて積極的に取り組む。

第16条 議員間の自由討議

条 文	議員は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、積極的に議員相互間の自由討議に努めるものとする。
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会のあり方等特別委員会で、議員相互間の自由討議の運営に努めるための運営方法を整理し、平成22年9月定例会から委員会で議員間の自由討議を行う ・ 自由討議の運用についてフロー図を作成 <p>【自由討議をした事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民宿舎関ロッジ管理費の報償費の修正案について ・ 亀山市地域まちづくり協議会条例の制定について ・ 亀山市空家等対策の推進に関する条例の制定について ・ 亀山市職員コンプライアンス条例の制定について <p>など</p>
評 価	2：ある程度できている
条例改正	無
課題及び今後の方向性等	議会は言論の府であるため自由討議を推進し、議会としての共通認識の醸成や合意形成の構築が必要であると考え、他市議会の自由討議について調査するなど、自由討議について議論していく。

第17条 政務活動費の執行及び公開

<p>条 文</p>	<p>会派（亀山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年亀山市条例第5号。以下この条において「条例」という。）第2条に規定する会派をいう。以下この条において同じ。）は、政策の立案及び提言を行うため、同条例による政務活動費を有効に活用し、積極的に調査及び研究を行うものとする。</p> <p>2 会派は、政務活動費の執行に当たっては、条例を遵守しなければならない。</p> <p>3 政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。</p>
<p>取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政務活動費の収支報告書だけでなく、会計帳簿及び領収書をホームページで公表 ・ 平成27年から視察報告書及び研修報告書は資料も含めて議会図書室で閲覧対応 ・ 令和4年から視察報告書及び研修報告書をホームページに掲載し、資料は議会図書室での閲覧とする
<p>評 価</p>	<p>2：ある程度できている</p>
<p>条例改正</p>	<p>無</p>
<p>課題及び今後の方向性等</p>	<p>今後も適宜、政務活動費の手引きの見直しを行い、適正利用に努めていく。政務活動費の必要額について議論していく。</p>

第18条 議員の政治倫理

条 文	議員は、市民の厳粛な信託を受けたことを自覚し、市民全体の代表者として常に良心と倫理性をもって努めなければならない。
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年8月から政治倫理指針の見直しを行い、政治倫理に関する規定のあり方について検討 ・ 政治倫理指針を廃止し、指針内容は政治倫理に関する例規にそれぞれ整備することを決定 ・ 令和4年6月定例会で亀山市議会議員政治倫理条例、亀山市議会議員政治倫理審査委員会規則を改正。審査に関する手続き事項について亀山市議会議員政治倫理に関する要綱を制定
評 価	2：ある程度できている
条例改正	無
課題及び今後の方向性等	無

第19条 議員の定数

条 文	<p>亀山市議会議員定数条例（平成24年亀山市条例第32号）に定める議員の定数の改正を提案するに当たっては、法第74条第1項の規定による直接請求の場合及び市長が提出する場合を除き、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分考慮するとともに、類似自治体の議員の定数並びに当該団体の人口、面積、財政規模等との比較及び検討を行い、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提案するものとする。</p>
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法の改正により、議員定数は地方公共団体の判断に委ねられたことから、議論を重ね、平成24年第1回臨時会で「議員定数条例」を議員提出議案として提案し、議員定数を22人から4人削減し18人とした
評 価	1：十分できている
条例改正	無
課題及び今後の方向性等	平成26年に議員定数18人としてから、議員定数の議論を行っていないため、議論する場が必要である。

第20条 議員報酬

条 文	<p>亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第37号）で定める議員報酬の改正を提案するに当たっては、法第74条第1項の規定による直接請求の場合及び市長が提出する場合を除き、行財政改革の視点、他市との比較、市政の現状及び将来の展望を十分考慮し、専門的知見等を十分に活用し、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提案するものとする。</p>
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年6月、出産に伴う議会の欠席について規定し、会議規則を改正 ・平成30年3月、議員が自己都合、疾病等により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬の減額について「亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例」を制定 ・令和3年3月、会議規則の一部を改正し、欠席事由の「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」等を明文化し、出産について産前・産後期間に配慮した規定を整備
評 価	2：ある程度できている
条例改正	無
課題及び今後の方向性等	議員報酬の議論はこれまでにしていなかったため、議会改革の中で、一度議論する必要がある。

第21条 議会改革推進会議

条 文	議会は、継続的にその議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進会議を置く。
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年8月、継続的に議会改革を推進するため、議会改革推進会議及び補助機関として「検討部会」を設置。条文ごとに検討課題を抽出、カルテを作成し、課題について検討 ・平成25年から、議会改革の1年間の総括の場として、毎年10月に議会改革推進会議を開催 ・議会改革白書をまとめて報告し、ホームページ等で公表
評 価	2：ある程度できている
条例改正	無
課題及び今後の方向性等	無

第22条 議会事務局の体制整備

条 文	議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務の機能の充実及び強化を図るよう努めるものとする。
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会改革の推進にあたり、議会事務局のあり方等についての検討 ・ 事務局の体制強化を図るため、会議録作成研修や議会運営に関する研修等に積極的に参加するほか、他市議会事務局への調査及び情報共有、タブレット端末を活用した情報共有等、議会図書室を活用した自己研鑽等への取組
評 価	2：ある程度できている
条例改正	無
課題及び今後の方向性等	事務局の業務内容を分析し、業務の見直しを行う。また、会議録作成については、多くの時間を要しているため、ICT活用など負担軽減策を検討する必要がある。

第23条 議会図書室の充実

条 文	議会は、議員の調査及び研究並びに政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会及び議員の調査及び研究、政策形成や立案能力向上のため、議会図書室の書架等を整備。また、タブレット端末を活用した議会活動を行うためプリンターを設置 ・ 毎年、様々な分野の書籍を購入し、議会図書室を充実
評 価	2 : ある程度できている
条例改正	無
課題及び今後の方向性等	地方自治法第100条第19項において議会図書室の整備について規定されており、議員の政策形成及び立案能力の向上のために議会図書室は重要性であることから、議員の意識の再確認と更なる充実に必要がある。また、市民への公開は可能としているが、認知してもらうための周知も課題であるため、併せて議論が必要である。

第24条 最高規範性

条 文	この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関する条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会に関する条例及び関係法規を鑑みて、条例等を改正。 <p>【議会基本条例の改正履歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年6月30日、基本構想の変更及び廃止を議会の議決事件として規定 ・ 平成25年2月28日、政務調査費から政務活動費への名称変更、公聴会制度と参考人制度を活用、議員定数の改正 ・ 平成26年9月29日、議長の責務、委員長の責務を規定 ・ 平成27年6月30日、議会の議決事件を改正 ・ 平成30年3月29日、都市マスタープランを議決事件に追加
評 価	1：十分できている
条例改正	無
課題及び今後の方向性等	無

第25条 条例の検証及び見直し手続

条 文	<p>議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証の結果及び法令の改正等必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。</p>
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の検証及び見直し手続の手順書の作成方法について協議 ・ 第三者機関的な検証委員会は設置せず、議会が作った条例であるため、議員で評価・検証し、新たに追加する事項や条例改正が必要な部分について協議。令和4年8月までに完了できるよう検証を行う。また、条例改正は必要な場合は令和4年9月定例会で条例改正を行う ・ 議会基本条例の改正に伴い、議会基本条例逐条解説を改訂
評 価	1：十分できている
条例改正	無
課題及び今後の方向性等	無

5 おわりに

今回の議会基本条例の検証においては、条例施行後10年経過する中で、各条項から抽出した検討課題の検討経過やこれまでの議会改革の具体的な取組について振り返りながら、議員一人ひとりが条項ごとに検証を行った。

また、議会基本条例全体としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やSDGsの取組、自治体DXの推進など社会情勢の変化により、現条例の表記が実状にそぐわない部分はないのかについても併せて検証した。

条項ごとの評価については、これまでの取組等については「十分できている」または「ある程度できている」との結果であったが、議会は、市民の声を把握しながら、信頼される議会運営に取り組まなければならないものであり、公正性及び透明性を確保しながら、開かれた議会、継続的に改革を推進する議会を実現する必要がある。そこで、この検証結果から、更に取組が必要な事項等についても議論し、災害や感染症拡大等の危機管理の対応や障がい者への合理的配慮など、現条例に規定されていない事項に対する今後の検討課題として取り組むこととした。

以上のことから、条例の検証については、今回の検証結果と改選後に新たに取り組む検討課題に対する協議を踏まえた上で、今後必要に応じて条例改正を行うものとしたことをここに報告する。